

日豪社会保障協定



Social Security Agreement between Australia and Japan - Japanese

協定はあなたの役に立つのでしょうか?

オーストラリアに一定期間居住したことがあったり、日本の年金制度(注釈参照)に加入したことがある方は、協定によりオーストラリアのAge Pension(老齢年金)または日本の老齢年金の受給が容易となり、収入を増やすことが可能となるかもしれません。

いかにして協定は役に立つのでしょうか?

協定により、オーストラリア、日本、またはその他の締約国(注釈参照)からオーストラリアのAge Pensionの請求を申請できます。

協定は、オーストラリアの老齢年金または日本の老齢年金の受給資格発生の最低必要期間を満たすために一定のオーストラリアの居住期間(注釈参照)と日本の年金制度の加入期間を合算することを認める場合があります。

オーストラリアの居住者は、日本を出国する時にこれまで通り保険料の返還申請を行うことができます(現行通り3年分の保険料を限度とする)。ただし返還を受けた方は、それらの保険料に関しては日本の年金を受給することはできず、かつそれらの加入期間をオーストラリアの年金受給資格を得るために用いることはできません。

誰がオーストラリアのAge Pensionを請求できるのでしょうか?

オーストラリアのAge Pensionの受給年齢(注釈参照)以上で、以下のうちいずれかに該当する方はオーストラリアの老齢年金を請求できます。

- オーストラリアに10年以上居住している。
- オーストラリアの居住期間と日本の年金制度への加入期間が通算10年以上である*。

*請求の申請時にオーストラリアの居住者でない場合には、16歳からオーストラリアの老齢年金受給年齢までの間に最低12ヶ月オーストラリアに居住していたことが条件となります。

オーストラリアのAge Pension請求は、受給年齢に達する13週間前から申請可能になります。

誰が日本の老齢年金を請求できるのでしょうか?

以下の全てに該当する方は、日本の老齢年金を請求することができます。

- 65歳以上である*。
- 日本の年金制度の加入期間が1ヶ月以上である。
- オーストラリアの居住期間と日本の年金制度の加入期間が通算で25年以上である。

*資格発生年齢は日本の年金の種別により異なる場合があります。



請求の方法とは?

オーストラリアでは、日本の年金請求用紙はCentrelink に連絡すれば入手できます。日本の年金請求用紙をCentrelink International Services (Centrelink国際サービス)に郵送するか、もしくは同用紙をCentrelink Customer Service Centre (Centrelinkカスタマーサービスセンター)に提出して下さい。

日本では、オーストラリアの年金請求用紙は当機関のウェブサイト www.centrelink.gov.au (“forms”のリンクをたどる)の他、最寄りの日本年金機構の年金事務所もしくはCentrelink International Servicesに連絡すれば入手できます。オーストラリアのAge Pension請求は最寄りの日本年金機構の年金事務所または公務員共済組合もしくは日本私立学校職員共済組合にて提出できます。

オーストラリアが社会保障協定を結ぶその他の国に居住の際は、オーストラリアのAge Pension請求用紙は当機関のウェブサイト www.centrelink.gov.au から入手できます (“forms”のリンクをたどる)。日本の年金請求用紙は日本側当局 (注釈参照)に連絡すれば、入手できます。

支給の内容とは?

あなたのオーストラリアのAge Pensionの受給額は、以下を基本として決定されます:

- 日本の年金を受給している際は、それを含むあなたの所得と資産。
- オーストラリア国外で受給する場合には、16歳からオーストラリアの老齢年金受給年齢までの間のあなたのオーストラリアでの居住期間。Centrelinkは1994年以降のあなたのオーストラリアの出入国記録をオーストラリアの移民局から入手することが認められています。当機関では当該情報を用いてあなたの受給資格の有無とさらに支給額が正しいことを確認することがあります。

日本の年金に関する事柄は全て日本年金機構が決定を行います。日本年金機構が、日本の年金制度のあなたの加入期間に基づきあなたの日本の年金受給額の算定を行うこととなります。

注釈

日本の年金制度	協定の対象となる日本の年金の種類: <ul style="list-style-type: none">• 国民年金* (国民年金基金を除く)• 厚生年金保険 (厚生年金基金を除く)• 地方公務員等共済組年金 (地方議会議員年金制度を除く)• 私立学校教職員共済組年金 <p>*国庫を財源とする老齢福祉年金や福祉目的のその他の経過的もしくは補完的年金は国民年金には含まれません。</p>
日本年金機構の連絡先	日本年金機構 全国一括業務部門 業務渉外部 渉外グループ 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 Japan 電話: + 81 3 6892 0745 ファクス: + 81 3 6892 0760
オーストラリアの国際社会保障協定締結国	オーストラリアは現在、以下を含む国々と国際社会保障協定を結んでいます。オーストラリア、ベルギー、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、デンマーク*、フィンランド*、ドイツ、ギリシャ*、アイルランド、イタリア、日本*、韓国、マルタ、オランダ、ニュージーランド*、ノルウェー、ポルトガル、スロベニア、スペイン、スイス*、アメリカ合衆国* *これらの国は他の国際社会保障協定下でのオーストラリアの年金請求を認めていません。

<p>オーストラリアの年金受給年齢</p>	<p>これはオーストラリアの老齢年金の受給資格が発生する年齢です。 男性の場合のオーストラリアのAge Pension資格発生年齢は、下記の通りです:</p> <table border="1" data-bbox="544 331 1284 548"> <thead> <tr> <th>誕生日</th> <th>資格発生年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1952年7月1日より前</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>1952年7月1日から1953年12月31日</td> <td>65 ½</td> </tr> <tr> <td>1954年1月1日から1955年6月30日</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>1955年7月1日から1956年12月31日</td> <td>66 ½</td> </tr> <tr> <td>1957年1月1日以降</td> <td>67</td> </tr> </tbody> </table> <p>女性の場合のオーストラリアのAge Pension資格発生年齢は、下記の通りです:</p> <table border="1" data-bbox="544 611 1284 940"> <thead> <tr> <th>誕生日</th> <th>資格発生年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1946年1月1日より前</td> <td>63 ½</td> </tr> <tr> <td>1946年1月1日から1947年6月30日</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>1947年7月1日から1948年12月31日</td> <td>64 ½</td> </tr> <tr> <td>1949年1月1日から1952年6月30日</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>1952年7月1日から1953年12月31日</td> <td>65 ½</td> </tr> <tr> <td>1954年1月1日から1955年6月30日</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>1955年7月1日から1956年12月31日</td> <td>66 ½</td> </tr> <tr> <td>1957年1月1日以降</td> <td>67</td> </tr> </tbody> </table>	誕生日	資格発生年齢	1952年7月1日より前	65	1952年7月1日から1953年12月31日	65 ½	1954年1月1日から1955年6月30日	66	1955年7月1日から1956年12月31日	66 ½	1957年1月1日以降	67	誕生日	資格発生年齢	1946年1月1日より前	63 ½	1946年1月1日から1947年6月30日	64	1947年7月1日から1948年12月31日	64 ½	1949年1月1日から1952年6月30日	65	1952年7月1日から1953年12月31日	65 ½	1954年1月1日から1955年6月30日	66	1955年7月1日から1956年12月31日	66 ½	1957年1月1日以降	67
誕生日	資格発生年齢																														
1952年7月1日より前	65																														
1952年7月1日から1953年12月31日	65 ½																														
1954年1月1日から1955年6月30日	66																														
1955年7月1日から1956年12月31日	66 ½																														
1957年1月1日以降	67																														
誕生日	資格発生年齢																														
1946年1月1日より前	63 ½																														
1946年1月1日から1947年6月30日	64																														
1947年7月1日から1948年12月31日	64 ½																														
1949年1月1日から1952年6月30日	65																														
1952年7月1日から1953年12月31日	65 ½																														
1954年1月1日から1955年6月30日	66																														
1955年7月1日から1956年12月31日	66 ½																														
1957年1月1日以降	67																														
<p>オーストラリアの居住期間</p>	<p>オーストラリアの居住期間とは、オーストラリア市民またはオーストラリアの永住ビザ保有者としてオーストラリアに居住した期間を意味します。オーストラリアの老齢年金の請求にはいかなる時期のオーストラリアの居住も用いることができます。しかし、日本のAge Pensionの資格を得るためには、16歳からオーストラリアの老齢年金受給年齢までの間にあなたが雇用された期間もしくは自営業に従事した期間しか用いることはできません。</p>																														

さらによく詳しい情報

更に詳しい情報をお求めの場合は、Centrelink International Servicesにご連絡下さい。無料で案内や相談に応じます。

- オーストラリア国内からは**13 1673**におかけ下さい。
注: Centrelinkの“13”で始まる番号にかける場合、通話料は固定料金です。同料金は市内通話の料金とは異なり、更にご利用の電話会社によっても異なる場合があります。携帯電話からの通話料金は時分制で割高となる場合があります。
- オーストラリア国外からは**+61 3 6222 3455**におかけ下さい。コレクトコールが利用可能な国からは、その国の国際通話のオペレーターに右番号へのコレクトコール通話を依頼できます。一部のオーストラリアの電話会社は、無料でオーストラリアへの通話ができるサービスも提供しています。
- 電子メール **international.services@centrelink.gov.au**
注: 電子メールは確実な通信手段ではありません。
- ファクス **+61 3 6222 2799**
- 手紙の宛先: GPO Box 273,
Hobart, Tasmania 7001,
Australia

免責

本出版物に掲載された情報は、あくまでも支給と関連業務に関しての案内です。

あなたの責任は?

- 自分の特定の状況を考慮した上で、支給申請の意思を固め、申請を行うのはあなた自身の責任です。
- 情報は2010年1月現在正確ですが、もちろん変更になることもあり得ます。今後本出版物をご利用の際は、情報が最新のものであることをCentrelinkに確認して下さい。

支給が開始される日は?

政府による支給のほとんどは、申請が行われた日、またはそれ以降の日から行われます。よって申請の提出(ただし協定発効後)が早いほど、支給開始が早くなる場合があります。

第三者に問い合わせる場合の立場は?

あなたはCentrelinkの職員でない第三者に問い合わせることもあるかもしれませんが、そのような場合、Centrelinkはいかなる第三者にもあなたに支給に関する情報を提供したり相談に応じる権限を与えてはいない点にご留意下さい。